

キャッシュレス対応券売機導入に関する情報提供依頼書

(RFI : Request For Information)

令和4年6月

飯塚市 行政経営部 業務改善・DX推進課

1. 情報提供依頼（RFI）の背景と目的

昨今、利便性の向上や新型コロナウイルス感染症の感染拡大による接触機会の低減を目的として、社会全体でクレジットカードや電子マネー、バーコード等の様々な手段による決済方法が導入されてきており、利用者が急増しています。

本市でも、多くの市民が利用する各種証明書等の発行に係る窓口において、利用者の利便性向上や接触機会の低減を図るため、キャッシュレス決済対応機器を設置し、決済代行サービスの利用を検討しています。

つきましては、お手数ですが、下記の前提条件に情報提供をお願いいたします。

2. 情報提供依頼の前提条件

キャッシュレス決済導入機器は、令和4年度内の利用開始を予定しており、5年間の継続利用を想定しています。

導入機器については、以下の前提条件で検討しています。

（1）導入予定機器

キャッシュレス対応券売機 6台もしくは2台

【6台導入時の設置予定箇所】

- ・飯塚市役所本庁舎 : 2台
- ・飯塚市役所穂波支所 : 1台
- ・飯塚市役所筑穂支所 : 1台
- ・飯塚市役所庄内支所 : 1台
- ・飯塚市役所穎田支所 : 1台

【2台導入時の設置予定箇所】

- ・飯塚市役所本庁舎 : 2台

【求められる機能】

- ・現金及びキャッシュレス決済を一括して取り扱うことができる。
- ・自動釣銭払出機能付きである。
- ・レシートの発行が可能である。
- ・支払側（利用者）に液晶画面を備えている。
- ・キャッシュレス決済時、支払側（利用者）のみで簡易に操作ができる。
- ・決済処理を行うために必要となるネットワークとの接続は、有線 LAN 接続が可能である。

- ・スリッププリンタとの連携が可能である。

※来年度以降については、今回導入した結果を考慮した上で、他の窓口への追加導入を判断する予定です。

(2) 対応するキャッシュレス決済手段

- ① クレジットカード（VISA・MasterCard・JCB は対応が望ましい。）
- ② 電子マネー（交通系 IC 決済・WAON・iD・QuicPay は対応が望ましい。）
- ③ スマホを利用した QR コード決済（PayPay・d 払い・auPay・楽天 Pay は対応が望ましい。）

※上記キャッシュレス決済を包括し、本市に立替払いが可能な決済代行サービスであることが望ましいと考えています。

※スケジュールは、令和 4 年度中に調達・利用開始を予定しています。

(3) キャッシュレス対応券売機を管理し、決済情報の集計を行うシステム

管理・集計を行うシステムについては、次の内容で検討しています。

- ・決済情報（「決済日時」「品名」「決済種別」「金額」等）が、一つのシステムで一元管理ができる。
- ・Web 上で随時決済情報について確認することができる。
- ・日計及び月計処理を行うことができる。
- ・「決済種別」については、「現金」「クレジットカード」「電子マネー」「QR コード決済」の区別が最低限できる。
- ・端末別に集計処理を行うことができる。

3. 情報提供依頼内容及び資料提供・質問

情報の提供が可能であれば、前述の情報提供依頼の前提条件に則って原則 A4 サイズ（必要に応じて A3 サイズ折込可）の任意の書式で作成し、合わせて見積書・質問書の様式を使用いただき、提供をお願いします。

依頼内容について不明な点がある場合は、見積書・質問書の様式を使用いただき、ご質問ください。

見積書は、下記の見積条件を参考に作成してください。

《見積条件》

○見積書（導入に係る費用）

「2. 情報提供依頼の前提条件」の記載事項をもとに、機器の導入に係る費用（下

記参照)を算出してください。

【費用例】

- ・ 機器調達費 (キャッシュレス対応券売機の運用に係る機器の全て)
 - ・ システム構築費
 - ・ 機器設置や初期セットアップに係る費用
 - ・ 操作説明に係る費用 (機器設置時に職員向けの簡易説明を行うことを想定)
- ※その他にも機器の導入に係る費用がありましたら、追加で記載してください。

○見積書 (運用保守に係る費用)

システム利用料や機器の保守費、サポート費など、機器導入年度から5年間に係る総費用を算出し、見積書に記載してください。

※保守期間が5年に満たない場合は、代替案の費用を記載してください。

《留意事項》

- ・ その他参考資料となるものがありましたら併せてご提供ください。
- ・ 提出物のファイル形式は、Word・Excel・PowerPoint・PDFの何れかでご提供をお願いします。

4. その他

- ・ 本情報提供依頼は、公共施設等の手数料・利用料のキャッシュレス決済導入に関する各種情報を広く得るための手段として実施するものであり、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではありません。
- ・ 本情報提供依頼に対してどのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- ・ 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、本市から提出された資料等の内容等について照会又は追加の資料提供を依頼する場合があります。
- ・ 本情報提供依頼の実施に要する費用はすべて事業者等の負担とします。
- ・ 本情報提供依頼において提供を受けた提案、資料等は返却しません。
- ・ 提供を受けた提案、資料等については提供者に断りなく他者に提供しません。
- ・ 提供を受けた提案、資料等については今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する場合があります。
- ・ 本情報提供依頼において知り得た内部情報については、直接関係のない部署及び第三者へ漏洩しないようにしてください。
- ・ 本情報提供依頼において本市より資料提供を受けた場合は、本情報提供依頼終了

後に返却を求める場合があります。

- ・提出された提案書類等については、「飯塚市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となりますので、提出される書類においては、法人に関する情報（いわゆる企業秘密等に該当するもの）にはその旨を明記してください。

5. 実施期間及び資料提供・質問の送付先

《実施期間（資料提供・資料受付期間）》

令和4年6月3日（金）～令和4年6月21日（火） 午後5時

《提出先（問合せ先）》

飯塚市行政経営部業務改善・DX推進課

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号

電話番号：0948-22-5500（内線1342・1343）

E-mail：gyomu-dx(at)city.iizuka.lg.jp

担当者：野見山、仲村

※ Eメールを利用される場合には、(at)を@に置換えてください。

スパムメール対策を目的として@を(at)にしています

※資料のご提出等は原則としてメールでのご提出をお願いいたします。

※メールでの提出後、電話にて到着確認を行ってください。